

本案内は平成15年9月8日現在の㈱熊谷組の株主名簿に記載があるニューリアルプロパティ㈱の株式の割当を受けた株主様のみが対象となりますのでご注意ください。

平成15年12月

株主の皆様へ

株式会社 熊 谷 組  
取締役社長 鳥 飼 一 俊

## 「分割純資産移転割合」のお知らせ

拝啓 株主の皆様には、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社は平成15年6月27日開催の第66期定時株主総会において、株主の皆様にご承認いただきましたとおり、平成15年10月1日をもって、新設会社をニューリアルプロパティ株式会社（不動産事業会社）とする会社分割を実施いたしました。本会社分割にあたりましては、株主の皆様にも多大なるご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

この度の会社分割においては、平成15年9月8日最終の弊社株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主様に対し、弊社株式2株につきニューリアルプロパティ株式1株の割合をもって新設会社の株式を交付しております。

つきましては、会社分割に伴う交付株式の取得原価等の算出に必要な税法上の「分割純資産移転割合」について次のとおり決定いたしましたのでご通知いたします。弊社およびニューリアルプロパティ株式につきましては下記をご高覧の上、株主皆様の各々の取得価額等を算出くださるようお願い申し上げます。

弊社の平成15年10月1日の会社分割による「分割純資産移転割合」は0.891

敬具

### ご参考1：税務上の取得原価の額等について

#### 【法人株主様の場合】

弊社の会社分割に伴う、会社分割後の「ニューリアルプロパティ」株式および「熊谷組」株式の税務上の各取得原価の額は、法人税法第61条の2第3項、同法施行令第119条の8第1項ならびに同法施行令第23条第1項第2号に基づき、以下の算式で求められる価額となります。

$$\begin{aligned} \text{「ニューリアルプロパティ」株式の取得原価} &= \text{分割直前の「熊谷組」株式の帳簿価額} \\ &\quad \times \text{「分割純資産移転割合」} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{「熊谷組」株式の取得原価} &= \text{分割直前の「熊谷組」株式の帳簿価額} \\ &\quad - \text{「ニューリアルプロパティ」株式の取得原価} \end{aligned}$$

(裏面もご覧ください)

本案内は平成15年9月8日現在の㈱熊谷組の株主名簿に記載があるニューリアルプロパティ㈱の株式の割当を受けた株主様のみが対象となりますのでご注意ください。

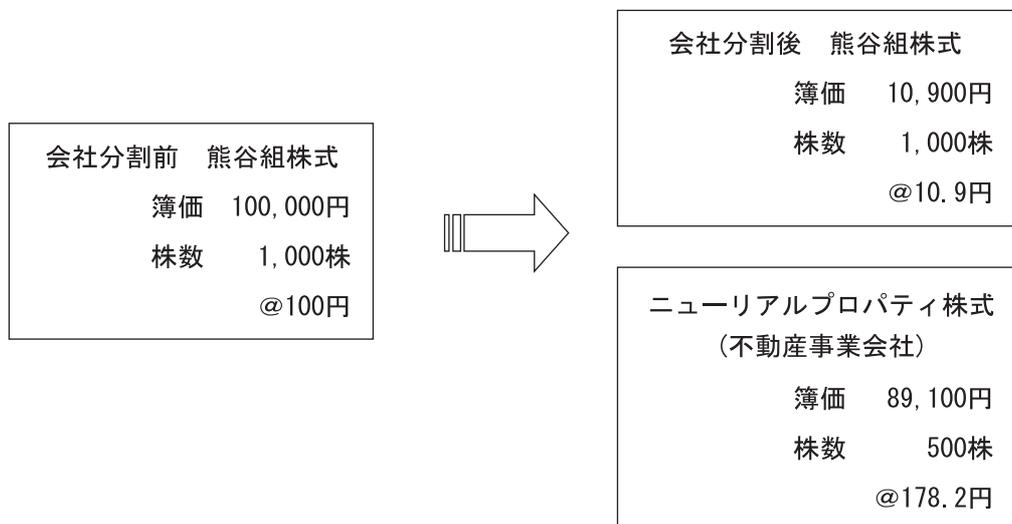
#### 【個人株主様の場合】

弊社の会社分割に伴う、会社分割後の「ニューリアルプロパティ」株式および「熊谷組」株式の税務上の各取得価額は、所得税法第48条、同法施行令第113条第1～2項ならびに同法施行令第61条第2項第2号に基づき、以下の算式で求められる価額となります。

$$\text{「ニューリアルプロパティ」株式の取得価額} = \text{分割直前の「熊谷組」株式の取得価額} \times \text{「分割純資産移転割合」}$$

$$\text{「熊谷組」株式の取得価額} = \text{分割直前の「熊谷組」株式の取得価額} - \text{「ニューリアルプロパティ」株式の取得価額}$$

#### 【処理例】（分割純資産移転割合は0.891）



#### ご参考2：個人株主様向け新証券税制のご案内

(詳細についてはお手数ですが証券会社もしくは税務署にてご確認ください。)

##### ■ 上場株式等の売買益に対する税率の軽減

証券会社を通じた上場株式等の売買益（年間の売買損益を通算した後の利益）に対する税率は、平成15年1月1日から平成19年12月31日までの間は10%（所得税7%、住民税3%）と、従来に比べ大幅に軽減されております（平成20年1月1日以降は20%（所得税15%、住民税5%）となります）。

##### ■ 上場株式等の売買損の繰越

確定申告を行えば、平成15年1月以降、証券会社を通じた上場株式等の売買損（年間売買損益を通算）は、3年間にわたって各年の株式等の売買益から控除できます。

##### ■ 購入額1,000万円までの非課税措置

平成13年11月30日から平成14年12月31日までの間に証券会社を通じて購入した上場株式等を、平成17年から19年までの間（3年間）に証券会社を通じて譲渡した場合、確定申告を行えば、その購入額が1,000万円に達するまでの上場株式等の売買益は非課税となります。

以上

本件に関するお問い合わせ先：財務部株式課 電話番号 03-3235-8624（直通）